

83 在学徴集延期期間の短縮に関する件（昭和十六年陸軍・

文部省令第二号）廃止 〔昭和十八年十二月〕

發文二二二号 裁 十二月二日 文書課長
定 十二月二日 文書課長
送 発 月 日 起案者
（萩原）
（注記1）

昭和十八年十一月二十九日起案 審査掛

事務官（福田）

文書課長（伊藤）

専門教育局長（永井）（注記2）

昭和十六年 陸軍 文部省令第二号在学徴集延期期間ノ短縮ニ関
スル件廃止

標記ノ件ニ関シ陸軍省ヨリ照会有之タル処本省令ハ在学徴集延
期ノ〔^{抹消}廃止〕停止ニ伴ヒ其ノ要ナキモノナルヲ以テ差支無之モノ
ナリ

（注記3） 追而近ク公文書ヲ以テ正式照会アル筈ニ付不取敢電話ニ依リ差
支ナキ旨通知致度

陸軍省令第 号

昭和十六年 陸軍 文部省令第二号ハ之ヲ廃止ス

昭和十八年十一月 日

陸軍大臣 東條英機

文部大臣子爵 岡部長景

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(参照)

昭和十八年十一月十六日 陸軍省令第二号ハ在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件ナリ

(加筆) (参考) 在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件

陸軍省令第二号

在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件左ノ通定ム

昭和十六年十月十六日

陸軍大臣

文部大臣

第一条 兵役法施行令第一百一条第二項ノ規定ニ依リ兵役法施行令第一百条第一号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依リ徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行令第一百一条第一項ノ規定ニ拘ラズ当分ノ内左ノ区分ニ依ル

学校ノ区分	徴集ヲ延期シ得ベキ期間	
	一月二日ヨリ四月一日迄ノ間ニ出生シタル者	四月二日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者
中学校	年齢二十一年迄	
高等学校尋常科 実業学校	年齢二十三年迄	
実業学校教員養成所 高等学校専攻科 修業年限三年又ハ四年ノ専門学校 高等師範学校(専攻科ヲ除ク)	年齢二十四年迄	

修業年限五年以上ノ専門学校 高等師範学校専攻科 大学令ニ依ル大学学部(医学部ヲ除ク)	年齢二十四年迄	年齢二十五年迄
大学令ニ依ル大学医学部	年齢二十五年迄	年齢二十六年迄

戦時又ハ事変ニ際シ必要アル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ陸軍大臣及文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

前条第二号又ハ第三号ニ掲グル学校ニ在学スル者ニ付徴集ヲ延期シ得ベキ期間ハ其ノ入学資格及修業年限ニ応ジ第一項ニ掲グル学校ニ在学スル者ノ例ニ準ジ陸軍大臣之ヲ定ム

(注記1)

「大合71」

(注記2)

「記録掛 □・1・16 受領」

(注記3)

「一四」(簿冊内件名番号)

(下札)

①種別 よ一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 文書課伺 在学徴集延期期間ノ短縮ニ関スル件廃止ノ番号 / 結了年月日 昭一八
一二 二 / 保存年限 / 枚数

〔自昭18年至昭20年 学生生徒総規
第7冊〕文部省 3A.32-6.2456